

令和3年3月31日

主文

本件再審査請求を却下する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の2記載の原処分を取消しを求めるといことである。

第2 事案の概要等(再審査請求に至る経緯)

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

1 請求人は障害等級3級の障害厚生年金を受給していたが、厚生労働大臣は、平成○年○月○日付けで、請求人に対し、請求人の障害の状態が3級の程度に該当しなくなったとして、平成○年○月から障害厚生年金の支給を停止する旨の処分(以下「先行処分」という。)をした。

2 厚生労働大臣は、令和○年○月○日付けで、請求人に対し、「国民年金・厚生年金保険 年金額改定通知書」を送付し、令和2年度の年金額について、物価・賃金の変動に応じて前年比0.2%増額するとし、請求人の支給停止中の障害厚生年金の額を同年○月分から○○万○○○○円に改定する旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。これが本件再審査請求である。

第3 請求人の主張は、別紙記載のとおりである。

第4 当審査会の判断

1 当審査会に対する再審査請求に当たっては、再審査請求人は、処分の取消し又は変更を求める趣旨及び取消し又は変更の理由となる処分の違法又は不当の事由を主張することを要し、当審査会は、主

張された処分の違法又は不当の事由が、事実上及び法律上の根拠があるものとして認めることができるかどうかについて審査すべきものである。したがって、再審査請求人の主張が、不服の対象となる処分の違法事由や不当事由に全く関係のない事項に関するものであるなど、処分の有効性あるいは妥当性に全く影響を及ぼさない主張である場合には、その再審査請求は、審査の請求としての適格を欠くものとして、本案の審査を行うまでもなく、不適法としてこれを却下すべきものである。

2 これを本件についてみるに、本件再審査請求の不服の対象である原処分は、令和○年○月以降の請求人の障害厚生年金の額を物価・賃金の変動率に応じて0.2%増額する旨の改定をしたものであるところ、請求人が主張する不服の内容は、支給停止処分(先行処分)が違法であるというものであり、物価・賃金の変動率による年金額の改定についての違法・不当をいうものではない。

したがって、請求人の主張は、原処分の取消し又は変更の理由となる違法事由や不当事由に全く関係のないものであるといわざるを得ず、本件再審査請求は、原処分の取消又は変更事由の主張を欠き不適法であり、事柄の性質上その補正の余地もないから、これを却下すべきものである(なお、先行処分については、既に不服申立期間が経過しており、これについても審査することはできない)。

3 よって、社会保険審査官及び社会保険審査会法第44条、第6条の規定に基づき、本件再審査請求を却下することとし、主文のとおり裁決する。